

篠崎第二小学校いじめ防止対策について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）を受けて、篠崎第二小学校において、いじめ防止に向けた取組及び、いじめ発生時の対応について以下のとおりとする。

1 基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題であると認識し、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめが行われることのないよう取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、校内における組織的な体制とともに家庭及び関係諸機関との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

2 いじめの禁止

児童に対し、いじめを行ってはならないことを徹底する。また、児童はいじめが許されない行為であることを認識できるよう徹底する。

教師は、いじめは絶対に許さないという認識をもち、児童に対して指導を行う。また、教師がいじめの助長となる言動を行ってはならない。

3 いじめの早期発見のための措置

早期発見をした場合の連絡について。

① 月1回（安全指導日）にいじめに関わる学級指導及び児童への聞き取り等を実施する。

② 6、11、2月は重点月間として、学校全体でいじめに関わるアンケート調査を実施する。

（アンケートは5年間保管する。）

③ 週1回（金曜日「生活指導連絡会」）において、生活指導に関わる事項を報告する場を設定する。

④ 看護当番は、登校時及び休み時間に校内外の巡視を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかにいじめ対策委員会に報告する。

⑤ 学級担任及び専科教員は、日常の授業等において児童の様子を観察し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握する。

⑥ 学級担任は、適宜、児童及び保護者と面談を実施し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握するとともに、児童及び保護者からいじめに関わる相談があった場合は、最優先な対応を行うとともに、管理職・いじめ対策委員会（生活指導主任）へ速やかに報告する。

以下令和8年度より明文化とする

⑦ いじめに関わる授業を学期1回（年間3回）実施する。

※内容・日時は生活指導主任が調整。

⑧ いじめに関わる研修を学期1回（年間3回）実施する。

4 いじめ発生時の対策等について

いじめを認識した際は、以下のとおり対策を講じる。

(1) いじめ発生時の校内体制

